

## 第2号議案

# 平成21年度事業計画書（案）

平成21年3月25日  
大分県担い手育成  
総合支援協議会

## I. 基本方針

本県の農業・農村は国際化の進展等に起因する農産物価格の低迷、農業従事者の減少・高齢化、遊休・耕作放棄地の増加により、農業生産および集落機能の急速な低下が懸念される事態に陥っており、「大分県農林水産業振興計画『おおいた農山漁村活性化戦略2005』」に定める「力強い担い手づくり」の推進をより一層強化することにより、本県の農業構造を担う「効率的かつ安定的な農業経営」を迅速に確保・育成することが重要な課題となっている。

本協議会は、このような課題に対応するため、平成19年度から導入された新たな担い手支援策の実施主体として、効果的な支援活動の実施に努めることとし、そのために必要な推進体制の再整備を図ることとする。具体的には、これまでのような担い手育成運動の実施に向けた関係機関の意志統一の場にとどまらず、関係機関が連携しながら各種の取組を行う活動母体としての機能を発揮できるように「担い手アクションサポートチーム」を活用し、担い手ニーズに適切かつ迅速に対応しつつ、円滑に支援活動を実施できる体制を構築する。

平成21年度の事業推進にあたっては、本県農業の担い手の確保・育成目標を「アクションプログラム」に掲げ、目標達成のための具体的な取組は、『「農業生産の担い手」の確保・育成方針』と「大分県における集落営農の推進にかかる基本方針」に基づき行うこととする。

なお、効果的かつ強力な事業の展開には、全国・県・地域の各段階が一体となった推進を行うことが必要不可欠となることから、県協議会は、全国担い手育成総合支援協議会（以下「全国協議会」という。）および地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域協議会」という。）と密接な連携を図ることとする。

## II. 基本的取組事項

### 1. 確保・育成すべき担い手の明確化とアクションプログラムの作成

認定農業者、農業法人、集落営農組織およびこれらを目指す農業経営体を、確保・育成すべき担い手として明確化し、それらの確保・育成方針および数値目標の設定等を内容とするアクションプログラム（行動計画）を作成する。

### 2. アクションプログラムの共有化

地域の実情に即して明確化された担い手と、県段階において明確化された担い手との確保・育成方針および数値目標等の乖離を防ぐため、県・地域協議会の各段階におけるアクションプログラムの共有化を図る。

### 3. 担い手の「量」と「質」の実現

着実にアクションプログラムを実行し、地域ごとに担い手を明確化して確保するとともに、そうした担い手が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の実現を目指す、いわゆる「量」の増加を実現する。併せて担い手の経営改善に資する経営コンサルタント等の推進、いわゆる「質」の向上を実現するため、①認定農業者制度の普及・推進、②農業経営の法人化の推進、③集落営農の組織化・法人化、④担い手への農地利用集積、⑤担い手に対する経営資源の円滑な承継に向け

た取組み、⑥各地域協議会での取組みに対する支援を実施する。

#### (1) 担い手確保・育成に向けた活動

県協議会の構成員が連携し、それぞれの持つ役割と機能を十分に発揮することにより、地域協議会の目標達成に向けた取組みへの支援を強化する。

#### (2) 経営改善・能力向上支援活動

県協議会は、認定農業者に対する経営相談・経営診断に対応するため、中小企業診断士、税理士等の専門家を農業経営指導スペシャリストを活用する。

県協議会は、地域協議会の活動強化を図るために経営指導担当者を対象した指導員養成研修会や、地域の認定農業者組織のリーダーを対象に農業経営セミナーを開催する。

### III. 平成22年度に向けた担い手確保・育成の基本方針

#### (1) 総論

- 全国に通用する「もの（農畜産物（商品））づくり」（量・品質）で、儲かる農業経営の実現と「担い手」の確保・育成を進める。
- 認定農業者、農業法人およびこれらを目指す農業経営体は、効率的かつ安定した経営で、後継者の育つ経営へと育成するとともに後継者の養成を行う。

#### (2) 認定農業者

- 地域の認定農業者が地域の農業生産の過半を担う農業構造にするため、認定農業者を育成していく。
- 「地域水田農業ビジョン」に位置づけられた「担い手」のうち、認定農業者になっていない個別経営（法人を含む）や市町村の農地利用集積における「今後育成すべき農業経営」を認定農業者へ誘導する。
- 認定に当たっては、担い手を明確化していくことを基本とした地域の話し合いなどの取組みを行っていく。
- 認定後は、経営改善計画の実現に向け、青色申告や記帳指導を通じた経営管理能力の向上や、農地利用集積の促進などの具体的な支援活動を推進していく。

#### (3) 農業経営の法人化

- 経営改善計画において経営の法人化を志向している者に対する支援を行う。
- 経営改善計画に法人化の計画がない者や、認定農業者以外の者においても経営の熟度が深まっている者に対しては、積極的に法人化の誘導を行うとともに支援を講じていく。

#### (4) 集落営農の組織化・法人化

- 集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、集落ビジョンにおいて担い手の明確化、農地の利用集積の方向を定める取組みを促進し、農用地利用改善団体ならびに集落営農の組織化を図る。  
また、組織化された集落営農については、経営の熟度に応じて、特定農業団体や法人化への誘導を促進する。  
これらにより、平成22年度までに集落営農法人200、任意の集落営農組織400を育成し、本県の土地利用型農業の構造改革を図る。

#### (5) 農地の確保と有効利用の推進

- 認定農業者や特定農業法人等担い手に面的に集積し、耕作放棄地の発生防止や担い手の生産コストの低減を図る。

○ 農地の所有者から委任・代理等を受けて農地を集め、面的にまとまった形で担い手へ再配分し担い手の規模拡大や効率的な経営並びに農地の有効利用を進める。

